

# 定 款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 自立生活センター・リアライズと称し、NPO 法人 自立生活センター・リアライズと通称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府泉大津市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、障害者、児童、高齢者、また、外国籍であることなどの社会的属性に関わらず、誰もが社会的不利益を被ることなく、あらゆる属性の当事者の自立と社会参画の確立を目指し、地域住民、行政、関係団体との連携した業務を遂行することにより、個人の人権を確立し、福祉及び社会教育の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援促進事業
- ⑥ 障害者の雇用の促進に関する法律に規定する障害者雇用納付金制度に基づく重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金による介助派遣事業
- ⑦ 障害者の雇用の促進に関する法律に規定する障害者雇用納付金制度に基づく重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金による介助派遣事業
- ⑧ 介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑪ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑫ 居宅介護等従業者養成研修事業
- ⑬ システムアドボカシー事業
- ⑭ 広報事業

- ⑮ IL 事業
- ⑯ 制度外介助派遣事業
- ⑰ 自立生活応援事業
- ⑱ 他団体との交流、共同推進事業
- ⑲ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 その他の事業から生じた利益は特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に資金協力するために入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同するもの
- (2) この法人の活動及び事業に協力できるもの

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納し、催告後も納入の意思が確認できないとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 正会員である法人又は団体が消滅したとき

### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員

#### (種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以下

(2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名の副理事長を置く事が出来るものとする。

#### (選任等)

第 14 条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、任期の末日において、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 総会

#### (種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以

内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、若しくはファックス又は e-mail をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中の障害者から選出する。

#### (定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名捺印又は記名押印しなければならない。

## 第 5 章 理事会

#### (構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

#### (招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、若しくはファックス、または e-mail をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長若しくは理事の中の障害者から理事長が指名した者とする。

#### (議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りでないものとする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名捺印又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会計

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 事務局

#### (事務局)

第 49 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長は理事会の同意を得て理事長が委嘱し、事務局の職員は理事長が任命する。

#### (書類及び帳簿の備え置き)

第 50 条 主たる事務所には法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を据え置かなくてはならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第 9 章 会長

#### (選任及び職務)

第 51 条 第 3 章に定める役員とは別に、理事会の指名により会長を任命することができる。ただし、過去に理事長を任命された者より選任することとする。

2 会長は当法人の基本理念の指導及び、理事長の諮問により助言を行う。

3 理事長は会長へ職務を付託することができる。

4 理事会の要請がある場合は、これに出席し意見を述べることができる。

#### (任期)

第 52 条 会長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (解任)

第 53 条 会長が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他会長としてふさわしくない行為があったとき。

## 第 10 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数に



よる議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第11章 公告の方法

#### (公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトにて掲載する。

## 第12章 雑則

#### (細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	三井 孝夫
理事	長瀬 翼
理事	西留 一浩
理事	平下 耕三

理事 松端 克文

監事 細井 清和

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 0円

年会費 1,000円

(2) 賛助会員

入会金 0円

年会費 一口5,000円

特定非営利活動法人 リアライズ

設立代表者 三井 孝夫

2024 年度  
(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

# 事業計画

# 2024年度 NPO法人自立生活センター・リアライズ事業一覧

※予算については予算書を参照

2024年4月1日～2025年3月31日

特定非営利活動法人 自立生活センター・リアライズ

理事長 辻田 奈々子

## A 特定非営利活動法人自立生活センター・リアライズ定款に定める特定非営利活動に係る事業一覧

### I. 法人全体方針

### II. 本部事業部門

1. システムアドボカシー
2. 法人の経営及び運営に係る事業
3. 7つの改革の取り組み
4. 人材戦略事業
5. 広報事業
6. IL 運動啓発事業
7. 自立生活体験室事業
8. ネットワーク事業
9. グループホームの設立の検討（グループホーム部門）
10. リアライズグループ事業
11. 法人の経営及び運営戦略と事業計画及び予算の策定

### III. 自立生活運動部門

1. IL 事業
2. 生活介護事業

### IV. 相談支援事業部門

1. 指定特定相談支援事業
2. 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関との連携

### V. 介助派遣事業部門

1. 居宅介護事業
2. 重度訪問介護事業
3. 移動支援事業
4. 重度障害者等特別就労支援事業
5. 重度訪問サービス利用者等職場介助助成金事業
6. 制度外介助派遣事業
7. 介助者研修事業
8. 重度訪問介護従業者養成研修事業

## B その他の収益事業

物品販売事業が規定されているが、現在のところ実施せず。

## I. 法人全体方針

【理念】「愛」と「感謝」と「志」

【ビジョン】

障害のある人の存在が自然と感じられる差別のない泉州地域を目指す。

【ミッション】 自立生活と権利の実現

2023年度は、2名の障害者の自立生活を達成することが出来たが、その反面、システムアドボカシー事業（権利擁護活動）をはじめ、最後までやりきることが出来ていない取り組みや、経営状況の悪化など課題が停滞していることが散見された。

それは、障害者スタッフ同士の連携や、周囲の巻き込み方など、障害者によるリーダーシップの課題でもあり、障害者スタッフが辻田のみであるという体制によるものでもあった。特に物事を決めるプロセスにおいては、失敗を恐れることで検討することに多大な時間とエネルギーの多くを割き、決定力の不足が活動の停滞を引き起こしていると結論づいた。

そこで、本年度からは、検討ではなく実行に時間とエネルギーを費やすことを重視した方針に切り替え、「志」を行動で表わす実践の年とする。また、そのためには意思決定のプロセスの整理も必要であるが、それについても検討に時間を費やすことなく複数回にわたって見直しながら試行することとする。

まずは初心に返り、本来CILが担うべき障害者と健常者のチームワークによる自立生活運動を粘り強く推し進める。泉州地域には入所施設が多く存在し、現在係わっている知的障害の当事者も長年の入所生活を送らざるを得ない状況にある。

リアライズは自立生活センターであるということを意識し、障害者が自立生活を実現させるための拠点であること、その目的を応援したいという仲間たちが核を担っていること、これまで多くの障害者の自立生活が実現されてきたことに誇りをもって、これまで溜めてきたエネルギーを存分に発揮したいと考える。

それらの達成のためのマップとして、相談支援体制の強化と持続的発展、介助派遣事業における従事者確保のための求人活動、生活介護事業における新メンバーの定着のための支援や新たな希望者を迎え入れられる体制づくり、管理監督者や従業者の成長プロセスに合った研修体制など、多岐にわたる課題に取り組み展望を開く。

また、新体制発足の以前から事務長を担ってきた稗田が退職を表明していたとおり3月末に退職し、新事務長の吉井がバックオフィスを引継ぎ、理事長の辻田、税理士、弁護士などの専門家とも契約し本部事業の補強を行ってきたが一朝一夕に叶うことではないため、理事会並びに事務局の総意として前理事長の三井孝夫氏を理事として招致した上で、新理事長に推薦し、代表者として再び活躍してもらいたいと考える。

そして、リアライズの本来の目的である障害者の自立生活を応援し続けるとともに、システムアドボカシーについては、まだまだ障害者の自立生活運動が未発達な泉州北地域の自立

生活基盤の地域間格差を解消するため、特に泉州北圏域の中心である和泉市における制度改正の協議、バリアフリー活動やボランティア活動にも力を注ぎ、活動をつうじて新たな仲間との出会いも紡いで行きたい。また、和泉市での活動が事業として成熟した暁には、泉州北圏域の自立生活運動の拠点となる「リアライズグループ」を設立するとともに、新たな展開を視野に入れて取り組んでいく。

## II. 本部事業部門

2024年度は、事務長を吉井とする新体制の初年度となるため、法人のミッションである、「自立生活と権利の実現」のためには、法人の礎となる事務（労務・経理・会計・財務など）の安定化が必要となるため、定期的を開催する本部会議にて月次の収支管理と運営事務の確認を徹底するとともに顧問契約中の専門家に依頼し、スキルアップの機会をつくる。

次に、収支バランスの改善を図るとともに、経営及び運営が本部に集中することがないように、各収益事業部門においても運動と事業のバランスをコントロールできるよう、事業運営について学習する機会をつくる。

最後に、社会情勢からみて逼迫している人材不足に対応すべく、「人材募集・定着の取り組み」と「人材育成事業」を、「人材戦略事業」に統合することで、求人・育成・定着を一貫して取り組んでいくとともに、メンタルヘルスのケアのためのカウンセラーの配置も行う。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 新体制での本部業務の安定化をはかる
- ・ 収支バランスの改善を図る
- ・ 非常勤職員（登録介助者）の増加のための方策を検討し実施する

## 1. システムアドボカシー

システムアドボカシー事業については、これまでの活動の継続の有無を精査するとともに、「障害者差別解消法プロジェクト」、「障害者総合支援法プロジェクト」、「バリアフリー法プロジェクト」の3つに分類し、それぞれの以下のプロジェクトに対して適材適所を考慮しつつマネージャーを配置して取り組む。

### 【本年度ビジョン及び目標】

- ・ 各プロジェクトのリーダーを決定し実行力のある仕組みを検討する。
- ・ 障害者とリアライズの全スタッフがかわることのできる仕組みを検討する。

## (1) 障害者差別解消法プロジェクト

### ① 泉大津TRY Season 2

2024年度からは「泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業」が創設されたことを踏まえ、Season 2の後継的プロジェクトとして、泉大津TRY Season4としてバージョンアップさせた新プロジェクトを実施する。

ミッションは、泉大津TRYのスローガンである「みんなでつくる街づくり（障害者（リアライズ）、市民、事業者の三位一体）」をベースにした活動とし、多様な団体・事業者、そして市民によるプラットフォームの構築を行い、ユニバーサルな泉大津市の実現を追求する。

#### 【本年度ビジョン及び目標】

今後の活動内容について検討し、泉大津TRY Season 4の素案を確定させる。

前述の理由から、街頭募金については、2024年度は実施しない。

### ② 泉大津TRY Season 3

2024年4月からの障害者差別解消法の改正、並びに泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業の周知活動を実施する。また、同市の推進事業を活用して環境整備を行う際に、障害種別ごとに必要な合理的配慮が十分に伝わっていないことで不十分な環境整備にならないように、障害者のニーズを踏まえた合理的配慮と環境整備の相談及び申請のサポートを行う。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

泉大津市暮らしやすい地域づくり推進事業の市内全域への広報を終え、個々の店舗等に応じた環境整備や合理的配慮についての相談及び申請のサポートを引き続き実施する。

### ③ 障害者や高齢者等の要介護者の防災についての取り組み

要介護者の発災時の避難、並びに避難所での生活について、阪神大震災、東日本大震災、熊本大地震、新潟中越地震、能登半島地震等の大震災の教訓を生かした具体的な支援計画の策定を実現する。

そのためには、行政、障害者や高齢者、またその家族を含めた市民全体が行動する必要があるため、被災障害者支援団体であるゆめ風基金や熊本学園大学モデルに関わられた有識者の方などを講師にお招きし、幅広い立場の方々への課題共有、及び解決に向けた協働を育むための市民向けセミナーを定期的に実施する。

**【本年度のビジョン及び目標】**

泉大津市地域防災計画、津波避難計画、避難所運営マニュアル等の防災に係る計画の内容を把握する。また、行政又は民間を問わず、泉大津市内の防災についての防災訓練や街歩き等の防災活動を調査し市内の防災活動の現状を把握する。

**(2) 障害者総合支援法プロジェクト**

**① 和泉市移動支援事業のガイドラインの改正に向けた取り組み**

和泉市移動支援事業における制限を精査し、障害者のニーズに沿ったガイドラインの改正を実現する。

**【本年度のビジョン及び目標】**

(一社) いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会及び和泉市内の障害者団体と連携することで、和泉市障害福祉課との十分な意見交換を重ねることによって、ガイドラインとQ&Aの2024年度内の改正を目指す。

**② 重度障害者等就労支援特別事業の要綱改正に向けた取り組み**

当該制度において、「雇用先と同一法人の事業所契約制限、過剰な利用者負担額の課題、低すぎる報酬単価による基盤整備の課題」という泉大津市の課題及び、「未実施地域の存在や報酬単価における地域間格差の課題、複数にわたるサービスを使い分けなければならない利用者の負担と利用者負担額の増大についての問題」という地域生活支援促進事業にしている国の課題についての改善に向けて取り組む。また、市町村に対しての課題の是正についての通知や説明会等の実施についても国に対して求め続ける。

**【本年度のビジョン及び目標】**

国からの通知や説明会の開催等の動向や内容を踏まえ早急に働きかけを行う。また、全国団体とも協調し、厚生労働省との意見交換や各種フォーラムへも力を入れて参画する。

**③ 忠岡町の移動支援事業のガイドラインの改正に向けた取り組み**

忠岡町移動支援事業における制限を精査し、障害者のニーズに沿ったガイドラインの改正を実現する。



**【本年度のビジョン及び目標】**

前回の取り組みから時間が経過しているため、忠岡町移動支援事業の現時点における改訂の有無とその内容を確認し、必要に応じて意見交換の機会を獲得する。

**(3) バリアフリー法プロジェクト**

**① 泉大津市内の学校施設のバリアフリー改修計画への協力**

市内全学校施設のバリアフリー改修を行う際に、バリアフリー法、及び高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正（令和3年3月）を満たしているだけでなく、当事者のニーズに合った使い勝手の良い設計の実現を目指す。そのためには、市及び教育機関並びに障害者による意見交換が必要となるため、障害者が設計段階で参画できる仕組みの構築を働きかける。

**【本年度のビジョン及び目標】**

バリアフリー法が対象とする学校施設についての既に作成されている改修計画の情報共有を依頼し、法が定める「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正（令和3年3月）」の基準を下回ることがないことを確認し、バリアフリーアドバイザー等の障害者による検証を行うことを確認する。

**2. 法人の経営及び運営に係る事業**

法人の目的を達成するための人材の獲得や育成、持続的に発展していくための経営及び財務の戦略、実行力のある組織運営を執り行うため、理事長並びに事務局長及び事務長は以下の法人本部業務を担うこととする。

また、2024年度は、本部新体制での経営及び運営となるため、各専門家の支援を得ながら上半期を通じて新体制での事務を確立する。

尚、コロナ感染症対策については、検討する昨年度より5類に移行したこともあるため感染対策及び労務環境や規約を見直すこととする。

**●理事長が所管するもの**

**(1) 人事**

人事権の執行（配属の決定、辞令の発行、人事評価）

**(2) 会議の招集及び業務の統括**

総会の招集

理事会の招集

代表者会議の開催

事業計画案の策定と説明

予算案の策定と説明

●事務局長が所管するもの

(3) NPO法人手続き

法人に係る申請（事業報告、役員変更、定款変更など）

法務局への申請／代行（役員変更登記、その他の登記事項の変更、印鑑の届出）

事業報告書の作成と報告

決算書の作成と報告

事業計画書案の作成

予算書案の作成

所轄庁への報告及び申請

(4) 法務

トラブル対応（ハラスメント対策、虐待防止対策）

トラブル対応（弁護士との契約）

防災対策（BCP等の規定）

●事務長が所管するもの

(5) 労務

給与（給与計算、就業規則の作成、賃金規定の作成、処遇改善規定の作成）

採用等の手続き（入職、退職、休職、復職）

福利厚生（法定外福利、退職金、交流会）

労働環境の整備（有休管理、メンタルケア、健康診断）

トラブル対応（緊急連絡対応、損害保険、社労士契約）

コロナ感染対策（感染予防マニュアル作成、感染予防の備品確保、助成申請）

(6) 経理・会計・財務

帳簿管理（仕訳帳、勘定元帳、固定資産台帳、その他の帳簿）／税理士

財務諸表の作成／税理士

年末調整及び源泉徴収票の作成／税理士

税金の算出／税理士

帳票管理（請求書、明細書、領収証）

入出金管理（金融機関取引、小口現金管理）

経営状況の分析並びに決算書及び予算書に係る事務

## (7) 庶務

施設管理

什器備品管理

消耗品管理

## 3. 7つの改革の取り組み

### (1) 自立生活運動部門の創設

法人全体が自立生活センターであることを確認し、従来のエンパワメント事業と生活介護事業が統合され自立生活運動部門として再編された。自立生活センター・リアライズの障害者リーダーと生活介護パイオニアのメンバーが協働する仕組みづくりが完了したため、今後は自立生活運動部門として継続して取り組むこととする。

### (2) 意思決定の仕組みの改革

決定力と実行力を備えた法人となるよう意思決定の仕組みを改革する。  
また、部門・会議・職位の権限や責任についても整理する。

#### 【本年度の目標】

- ・ 代表者会議の再構築

構成員を代表（理事長／障害者）、事務局長（理事／障害者）を中心とした各部門の理事だけでなく必要に応じて部門の要となるスタッフを加えた形で開催し、事務局における意思決定機関として位置付け、事務局会議については廃止も含めて検討する。

- ・ その他の会議についての権限の付与

権限を明確にすることで、チャレンジ精神を大切にしつつスピード感のある意思決定を行えるようにする。

- ・ 自立生活センターとしてやるべき権利擁護と自立支援の実現

- ・ 検討に欠ける時間を削減し、活動する時間を創出する

### (3) 人事ローテーションの仕組みの改革

人事ローテーションを行うことで、スタッフの新たな経験の獲得と多様な働き方に対応できる体制を構築する。

#### 【本年度の目標】

- ・ 人事ローテーションについて妨げとなる課題を抽出する。

- ・ 人事ローテーションについての実現に向けた具体的な方策を検討する。

#### (4) 障害者の自立生活支援チームの構築

障害者の自立支援を適材適所で構成したチームでのアプローチ体制を構築する。

##### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 2020年からの自立支援チームでの取り組みについて機能しているか評価を行う。
- ・ 評価を受けて、適材適所の配置を再検討する。
- ・ 自立生活を支援できるように人材戦略事業と連携する。

#### (5) 人材募集、人材定着

2024年度からは、人材戦略事業として実施する。

#### (6) 子育て支援策の導入

設立より年数が経過するにつれ、スタッフのライフステージの変化があるため、子育て世代のスタッフが安心して活動し続けられるための子育て支援策を導入することを目的とする。

##### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 時短勤務における規約の確認と必要であれば再検討を行う。
- ・ こども広場の持続的な開催
- ・ 放課後の育児支援など、地域にとっても役に立つ子育て支援の検討
- ・ 例) こども食堂など

#### (7) 働き方の改革

日々の活動に真剣に向き合いつつ、自分の生活や家族との時間についても、ゆとりを生み出すことができる働き方改革を行う。

##### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 現在の働き方について、個々の課題となっていることを抽出する。
- ・ 働き方の改革を実現するための具体的な方策を検討する。

### 4. 人材戦略事業

人材募集、人材育成（介助派遣部門の実務上の研修は除く）、人材定着の3つの取り組みを統合し、人材に関連する取り組みを一気通貫して「人材戦略事業」を創設し、取り組みについての計画、実行、分析を繰り返し実施する。また、福利厚生として、リアライズ合宿や交流会を実施し、法人内の共通認識を育てるため全体会や共有会も定期的実施する。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・ 人材戦略チームを発足し、一貫した計画を策定・実行・分析を行う。
- ・ イベントをベースとした新しい募集方法を検討する。
- ・ 2年目以降のスタッフの「ステップアップ研修」を介助派遣部門とともに実施する。
- ・ 人材定着に必要な要素を抽出するアンケートを実施し実現可能なものから実施する。
- ・ リアライズ合宿や交流会などの福利厚生や全体会や共有会等のコミュニケーションの機会を定期的に実施する。

**5. 広報事業**

日々の活動の報告やイベント等の情報を、インターネット（WEB・SNS・Youtube等）、メディア（TV・新聞・ラジオ）、リアルライフNEWSで発信し、リアライズの日々の様子や、障害者自立生活運動を広く社会へ発信することを目的とする。

また、求人募集の際に役立つツールとして視覚的要素を重要視した発信を行う。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・ 法人WEBサイトの刷新
- ・ 法人パンフレットの作成
- ・ LINE登録者数の増加のための方策の検討
- ・ 動画コンテンツの試行
- ・

**【3年後のビジョン及び目標】**

- ・ 広報担当者が専従配置
- ・ 動画コンテンツによる情報発信のルーティン化
- ・ 公式LINEの登録者数1,000人達成

**6. IL運動啓発事業**

障害者の自立生活の実践や社会モデルでの障害理解など、IL運動の根幹となる取り組みや価値観を広く社会に発信し、障害者と出会い、障害の定義について知り、障害者観を変革するきっかけを提供することを目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・ リアライズのIL運動の取り組みを発信する機会として、「リアライズILセミナー」を年1回開催する。
- ・ 広報期間に余裕をもたせて、広く多くの集客を目指す。

## 7. 自立生活体験室事業

「自立生活体験室」を貸与(有料)し、自立生活を目指す障害者に宿泊を伴う自立 体験や個別 ILP を行う場所を提供することで、自立生活に向けた取り組みの促進に寄与する。

また、来客の滞在場所として提供するなど、必要に応じて最大限活用する。

## 8. ネットワーク事業

全国の多様な当事者団体、大中小企業、教育機関など、広範囲でのネットワークを構築し自立生活センターだからこそできる協働をつうじて、「障害者の自立生活運動」や「社会モデルの価値観」など、障害の理解を広く社会に発信することを目的とする。

また、国内外の障害者団体等とのネットワークに参画し、法制度の最新情報や権利擁護活動の経験を得るだけでなく、支援を必要とする障害者が現れた際に強固なネットワークによって相互に支援を提供し合える関係性を築くことも大きな目的である。

### 【既存のネットワーク】

- ・ (特非) DPI日本会議
- ・ (特非) 全国自立生活センター協議会 (JIL)
- ・ 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議
- ・ 泉州障害者自立生活連絡会
- ・ (一社) いずみ障害者サービス事業所団体連合会
- ・ 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会
- ・ 泉大津・忠岡 相談支援連絡会
- ・ 泉州フォーラム実行委員会
- ・ アクセス関西ネットワーク
- ・ OSAKA IL SEVEN
- ・ (社福) 泉大津市社会福祉協議会
- ・ 泉大津市市民活動支援センター おづぶらざ

### 【本年度のビジョン及び目標】

上記のネットワークへの参画を継続するとともに、新たなネットワークとの連携をはかる。

## 9. グループホームの設立の検討 (グループホーム部門)

2024 年度内で必要性や財政状況等を鑑み、検討していく。

## 10. リアライズグループ事業

「暮らしやすい和泉市づくり」を目的としたボランティア組織として、「(仮称)：リアライズ泉州北」の設立を目指す。

尚、活動内容については、障害者をリーダーとした地域活動を主たるものとする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 団体設立を達成し、5名程度のボランティア登録の実現を目指す。
- ・ どの地域でこういった活動を行うかを検討しイベントの実施を支援する。

## 11. 法人の経営及び運営戦略と事業計画及び予算の策定

理事長（代表）を中心として、事務局長、事務長、有識者を構成員として検討会を立ち上げ、2024年度以降の経営及び運営戦略を立て、事業計画及び予算の策定に反映させる。

また、事業計画及び予算については理事長が策定し、事務局長が作成する。また、事業報告及び決算については、理事長の指示により事務局長が作成する。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算についての定款の記述を上記下段のとおり変更する。

## Ⅲ. 自立生活運動部門

2024年度は部門一丸となり自立生活運動に力を入れていく。これまで培ってきた学校や地域交流などを通して、社会に障害者の存在を伝えていく。またパイオニアの新しいメンバーを含め、支援学校など外部の障害者への自立支援のアプローチを展開していく。

IL事業障害者スタッフが中心となり、障害者のニーズとメンバーのILPやピアカウンセリングなど得意分野の力をマッチングさせ、自立支援に関わってもらい機会を作っていきたい。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・ それぞれのメンバーの障害特性を踏まえて、意欲的に活動に参加できるようなサポート体制を構築する。そのために部門全体の人材育成に力を置く。
- ・ IL部門として障害者の自立支援に関われるよう相談員を中心にメンバーの特性を活かしたアプローチを行う。

## 1. IL事業

それぞれの障害者の自立について取り組みつつ、生活介護事業と協働して特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、エンパワメントを図る。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・2024年度のIL事業は、新たに生活介護事業で活動する障害者をロールモデルとして位置づけ、特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、自立生活プログラムを実施し、エンパワメントを図る。
- ・長年、自立体験室で宿泊体験に取り組んでいる重症心身の障害者について、具体的な取り組みの方向性を示す。
- ・入所施設に入所している脳性麻痺と知的障害の男性について、外出制限のある入所施設ではなく、泉大津市近郊のグループホームに移り地域移行を進めていくかを検討する。
- ・コロナ禍がきっかけで自立体験室での宿泊体験に取り組むようになった脳性麻痺と知的障害の重複の男性について取り組みを進めていく。
- ・知的障害を伴う障害者とその親への理解を深める取り組みとして学習会に積極的に参加することや必要に応じて事例の相談ができるネットワークづくりを行う。

### (1).自立生活相談事業

各部門と協働しながら、チーム制でそれぞれの障害者の自立について取り組む。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・長年、自立体験室で宿泊体験に取り組んでいる重症心身の障害者について、具体的な取り組みの方向性を示す。
- ・入所施設に入所している脳性麻痺と知的障害の男性について、外出制限のある入所施設ではなく、泉大津市近郊のグループホームに移り地域移行を進めていくかを検討する。
- ・コロナ禍がきっかけで自立体験室での宿泊体験に取り組むようになった脳性麻痺と知的障害の重複の男性について取り組みを進めていく。
- ・知的障害を伴う障害者とその親への理解を深める取り組みとして学習会に積極的に参加することや必要に応じて事例の相談ができるネットワークづくりを行う。

### (2).ピア・カウンセリング事業

障害者スタッフによるピア・カウンセリングと自立生活における情報提供のためのピア・カウンセリングを行うことで、障害者のエンパワメントを図る。



#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・共に活動する障害者メンバーや自立に向けて取り組んでいる障害者、自立後の障害者、地域の障害者に対し、必要に応じてピア・カウンセリングを実施する。
- ・ピア・カウンセリングのための必要なスキルを身に付けられるよう、自立生活センターが主催する集中講座もしくは長期講座を受講する、またはサブリーダーを務めさせてもらう。

### (3).自立生活プログラム事業

生活介護事業と協働して特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、エンパワメントを図る。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・新たに生活介護事業で活動する障害者をロールモデルとして位置づけ、仲間づくり活動のイベントに参加した特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、自立生活プログラムを実施し、エンパワメントを図る。

## 2. 生活介護事業

2024年度は2名の新しいメンバーを加え活動に取り組んでいく。まずは新たなメンバーと活動を通して、親睦を深めていき、ともに自立生活運動を進めていく。活動においては、各メンバーが意欲的に活動に取り組んでいけるよう、メンバー同士のエンパワメントや障害者スタッフのリーダーシップの発揮、また支援員のサポート力の充実を意識していきたい。また、他センターやこれまで培った地域との繋がりを一層活用し、新たな活動を作っていく。そして、そういった活動を通じ、障害者だからこそできる活動、障害者だからこそ地域や社会に伝えられることを体験し、自信をもって取り組める活動を目指していきたい。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・新規メンバーの活動への安定した参加。
- ・新メンバーの自立支援に部門ワンチームとなり障害者スタッフとともに取り組んでいく。
- ・支援員のスキルアップ、個々のメンバーに応じたエンパワメントについての学習に取り組む。

### (1).権利擁護活動

障害者運動について理解を深めるために、障大連の部会への参加や部会報告会などを

定期的に行っていく。また新メンバーにおいては障害者運動との関わりがなく初めて触れていく経験になるので、議論に取り残されないような工夫を模索しながら活動を進めていきたい。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・学習会や各会議などを継続的に開催し、障害者の権利について学ぶ機会を作る。
- ・新メンバーも参加する中、議論から取り残されないよう工夫し、取り組んでいく。

#### ①オールラウンド事前学習会

大阪府オールラウンド交渉に向けての事前学習会を開催する。メンバーへの理解を広げることはもちろんこと、リアライズの新人スタッフ育成の場や、他センターのメンバーの学習の機会としても活用していきたい。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・他のメンバーに伝わりやすいように資料など使い分かりやすいように工夫する。
- ・開催日程が決まり次第、各センターにも周知し、参加を促していく。

#### ②「これって差別？」ディスカッション

「人を知る要素を残しつつ障害者の権利について理解を深めること」を目的として活動を行っていく。新メンバーも加わる中、この活動を通じて共通した障害者の権利を持てるような機会を作っていきたい。また、メンバー、障害者スタッフがそれぞれの関係性を作るうえで、互いの理解を進めていけるきっかけになれるような活動を目指していく。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・権利意識を持ちつつ、問いかけに対して正答を求めるよりも自分の想いを周りに知ってもらえる事の大切さを伝え、メンバーが自分の思いを素直に出せる議論の工夫をする。

#### ③トイレマップ活動

パイオニアが作成した泉大津市内のバリアフリートイレマップのパンフレットの配布や周知を行っていく。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・トイレマップを必要とする地域住民に配布するため、市内自治会や社会福祉協議会、市役所と連携できるよう相談していく。

- ・パンフレットだけでなく、QRコードも作成しスマートフォンなどでも閲覧できるようにする。

## (2).エンパワメント活動

メンバーがしたいことを全員で実現していく活動やメンバー同士で活動やそれぞれの生活について語り合う場をもつことにより、各メンバーの自己実現を行い、お互いの理解を深めていく。また、他センターとの交流の機会を作ることで、自分たちの活動や役割を客観的に評価し、自信に繋げていく。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・企画実現に向けて担当者の準備やメンバーへの聴き取りを行った上で実施する。
- ・パイオニア内の交流だけでなく、他センターとの交流の機会を持つ。

### ①マイ企画

チャレンジしてみたいことや他のメンバーに体験して欲しいことを、1人のメンバーを中心に担当者と一緒に発案、計画して活動に取り組んでいく。また、その機会を通じて、みんなで取り組むという楽しさに触れ、互いの関係づくり、チームとしての結束力を作っていきたい。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・企画の相談や聴き取りを綿密に行い、メンバーのやりたいことを引き出す。
- ・全員が楽しく参加できるように各メンバーをイメージしながら企画を練る。

### ②他センターとの交流

他センターの仲間とのネットワークづくりや互いのエンパワメントを図っていききたい。また、他センターの関わりを通して、自分たちの役割や活動については再評価することで、自信にも繋げていきたい。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・年間を通した定期的な交流の機会を持てるようにスケジューリングし取り組んでいく。
- ・互いが交流することの楽しさを感じられる企画を行う。

### ③アート活動 with アトリエSubaru

アート活動をみんなで楽しむことを大切に、この活動に取り組んでいきたい。アトリエSubaruとも相談し、互いのアートに対する想いを共有しながらそれぞれのメ

ンバーがやってみたい作品に挑戦していけるように進めていきたい。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・メンバーからの希望ややってみたいことを反映し、新しいアートに挑戦していく。

**(3)地域活動**

地域との結びつきを強くするため地域活動に取り組んでいく。また、社会の一員として障害者が地域に求められる役割を果たし、地域貢献できる機会を作っていく。また、防災の観点からも、地域で安心して生きていくことにおいて地域住民と障害者の繋がりは必要であるため、地域とパイオニアとの接点を増やしていく。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・地域の団体との交流を通し、新たな活動につながるきっかけを作る。
- ・活動中に自然災害が発生した場合の対応をシミュレーションするため、関係団体を招いた防災の学習を行う。

**①上條小学校下校見守り活動**

学童の帰宅時の交通安全のため見守りを定期的に行っていく。学童の見守りという役割だけでなく、地域の中に障害者が当たり前にいることを地域住民に伝えられる機会でもあり、障害者への理解が生まれることにもなるため、継続的に参加していく。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・毎週頻回にある活動なので、参加メンバーを分散させながら、継続的、安定的に取り組んでいく。

**②地域イベントへの出店**

泉大津市内で行われるイベントに参加し、パイオニアの存在や活動のPRを行っていく。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・地域でのイベントへの定期的な出店を行う。
- ・「SNSをフォローする」と参加費を無料にするなどチラシを配布だけにならない方法を県とする。
- ・会場で地域の障害者を見かけた際には、意識的に話かけたりチラシを渡すなど積極的にアプローチする。

#### (4).学校講演活動

泉大津市内の小中学校を中心に講演活動を行う。小学校の講演においては、座学だけでなく、「学校内のバリア探し」と「それを解消するための工夫を考える」をテーマとしてフィールドワークを手段とし、児童たちに合理的配慮についての理解を促していく。中学校においては、医学モデルや社会モデルの考え方を伝え、障害者が排除されない社会の在り方についての学習を行っていく。

##### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・講演内容を充実させていく。(講演内容の質の向上)
- ・講演に限定した関わりではなく、継続的に学校と関われる機会を持つ。
- ・学校側と実施月について特定の月に集中することなく調整し分散する。

#### (5).仲間づくり活動

##### ①交流イベントの開催

誰もが気楽に参加できるイベントを通して、地域での新たな障害者の仲間を増やしていくために3月に1回の頻度で交流イベントを開催する。

イベントにおいては、レクリエーションやゲームなど雰囲気を盛り立てる工夫をし、互いに楽しめる場を作っていく。また、その中では障害者同士の新たなネットワーク作りやリアライズの活動に協力してくれる仲間づくりをしていく。

##### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・支援学校側に、生徒たちやその家族と直接話をする機会をもつための場を提案し、調整する。
- ・入所施設に、電話で趣旨を説明の上、職員の方と対面で話をし、そこに入所する障害者にイベントを紹介する機会をもつことができるよう提案し調整する。
- ・これまで繋がっている人へ漏れることなく周知できるようにSNSなどを利用した工夫を検討する。

#### IV. 相談支援事業部門

2024年度の相談支援事業部門は、日常的に相談を受けている障害者に対し、計画相談支援の必要性について積極的に精査していく。また、新規の計画相談利用者の獲得にも取り組む。

リアライズで活動する障害者の介助について、リアライズだけでなく、他事業所も利用していけるように必要に応じてサポートをする。

地域自立支援協議会の参画をはじめ、地域の事業所とのネットワークづくりについて取り組む。

障害者本人や、家族が必要とするサポートをしていくために、必要に応じて他事業所や専門性の高い人の協力を得るなどのネットワークづくりや、担当者の経験を高めるための研修会への参加も行う。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・月に1度の部門会議を起点に活動を展開していく。部門会議では以下の事柄に取り組む。
- ・ケースの共有と方向性の確認。
- ・日常的な相談ケースから計画相談への移行の是非についての協議。
- ・既に計画相談に移行が進められているケースの共有と方向性の確認。
- ・新規の計画相談利用者の獲得に取り組む。
- ・リアライズで活動する障害者の介助について、必要性に応じ他事業所も利用し得るようサポートする為の協議や進捗と方向性の確認。
- ・地域の事業所とのネットワークづくりについて、進捗と方向性の確認。
- ・自立支援協議会の参画についての進捗と方向性の確認。また、必要に応じて他部門と調整を図り、業務を遂行できる状況にする。
- ・相談支援に必要なスキルを身に付けていく。
- ・それぞれの業務の進捗状況について、事務局会議にて共有をしながら計画性と実行力を持って取り組んでいく。

### 1. 指定特定相談支援事業

2024年度の相談支援事業部門は、日常的に相談を受けている障害者に対し、計画相談支援の必要性について積極的に精査していく。また、新規の計画相談利用者の獲得にも取り組む。

専門性の高い人や事業所の協力を得ながら相談活動が行えるよう必要に応じてネットワークを構築していく。担当者のスキルアップのために積極的に研修会などに参加していく。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・日常的な相談から計画相談への移行の是非について検討する。
- ・計画相談のあり方について検討する。
- ・新規の計画相談利用者の獲得に取り組む。
- ・相談支援のスキルアップのために、必ず1つは研修を受ける。

- ・専門性の高い人や事業所の協力を得ながら相談活動が行えるよう必要に応じてネットワークを構築していく。

## 2. 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関との連携

泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関に参画する。

2023年度に引き続き「泉大津・忠岡 相談支援ネットワーク」の研修会や定例会に参加し、事業所同士の関係性づくりとスキルアップを図る。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会に参画。また、「泉大津・忠岡 相談支援ネットワーク」の研修会や定例会に参加し、事業所同士の関係性づくりとスキルアップを図る。

## V. 介助派遣事業部門

長きに渡って管理者を担っていたスタッフの人事異動に伴い、コーディネーター体制の強化を図るべく、従来コーディネーターを担っていたスタッフを管理者とし、新たに男女のコーディネーターを1名ずつ配置し、新体制で2024年度を迎える。新体制に伴い、これまで積み残してきた業務の清算とともに必要な業務を滞りなく遂行できるよう整備していく。自立支援においては、従来から取り組んでいる障害者の自立支援を引き続き応援していくとともに、自立支援の足掛かりとなる情報提供や呼びかけを積極的に行い、取り組みを活発化させる。そのためにも、障害者とともに人材募集、獲得や定着を目指して取り組み、一人ひとりの障害者が今よりも元気で楽しく自立生活を営んでいくことができるよう注力していく。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・障害者の自立生活をチームとしてサポートしていくため、役割を担ってもらう上で大切なことを改めて整理した上で確認する。また、属人化しないように分散の仕方を考えて軸になるスタッフを増やすきっかけを作る。

## 1. 居宅介護事業

居宅での身体介助及び家事援助といった短時間の介助や通院等の介助が必要な障害者、または重度訪問介護を利用するまでの間に介助が必要な障害者に向けて実施することで障害者の自立生活を実現することを目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・重複障害の女性1名がライフスタイルの変更に伴い、居宅介護の利用を希望している。しかし、現在は人材不足のため、介助派遣ができない状況にある。その現状を打破するため、人材獲得に力を入れて応援していきたい。

**2. 重度訪問介護事業**

見守りを含む長時間介助が必要な障害者の暮らしを支えることで、重度障害者の地域での自立生活の実現を目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・2024年度に向けて重度心身障害の男性の自立支援を進めていくために宿泊体験の期間を3～4週間行えるように人材募集を進めていきたい。喀痰吸引事業所登録を行い、体制の整備をしていく。

**3. 移動支援事業**

余暇活動や社会参加活動での利用を通して、地域での自立生活を実現することを目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・自立に向けて取り組みを進めていく必要がある障害者やその家族に対し、将来のイメージがもてるよう、情報提供や声かけを積極的に行っていく。併せて、移動支援を利用して体験宿泊の利用泊数を延ばしていくことができるように取り組んでいく。

**4. 重度障害者等特別就労支援事業**

障害者が労働する際の他の者との平等を実現することを目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・請求事務の担い手を増やすためにマニュアルを作成する。

**5. 重度訪問サービス利用者等職場介助助成金事業**

障害者が労働する際の他の者との平等を実現することを目的とする。

**【本年度のビジョン及び目標】**

- ・請求事務の担い手を増やすためにマニュアルを作成する。



## 6. 制度外介助派遣事業

生活保護の他人介護料をはじめとする障害者総合支援法に該当しない介助を有償で行うことで生活保護の利用者かつ重度の障害者の自立生活をサポートすることを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・状況に応じて制度外派遣の事務処理が滞らずに行えている。

## 7. 自立生活応援事業

自立生活に向けての取り組みを進める上で支援の必要性があるにもかかわらず既存の制度にはないサービスをモデル事業として実施、その過程や支援の成果を行政と共有することで支給決定の際の材料とすることや、実践の蓄積をもとに協議の場を設けることで、制度化していくことを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・本事業の目的や活用の方法を整理をし、必要性に応じて自立生活応援事業を活用する。

## 8. 介助者研修事業

### (1).初任者研修

新規で契約した介助者に対し、全国自立生活センター協議会が作成した「人生を変える社会を変える 自立生活運動の歴史と役割」のDVDを視聴し、自立生活運動の歴史や自立生活センターの介助者としてあるべき姿を伝えていくことを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・新規介助者へ伝える内容に濃淡ができないように担当者間で伝える内容を精査して共通認識を持つ。併せて、介助者の契約と初任者研修を別日で調整できるように試みて実施する。

### (2).同行研修

実際の介助現場へ同行し、障害者とともに熟練介助者が新規介助者に対して必要な介助方法を伝えていくことを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・同行研修の経験が少ない熟練介助者に対して、新規介助者へ伝える上で必要なポイントや注意するポイントの共通認識を持つ場を設け、実践を通して同行研修の担い手を増や

していく。

### (3).新人研修

介助を始めて3ヶ月以上1年未満の新人介助者に対し、リアライズで作成した「介助者に伝えたいこと」の読み合わせや熟練介助者の経験談、グループワークを通して他の介助者の意見に触れることで介助の中で大切にしてほしいことを改めて捉えなおすことを目的とする。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・研修当日までの準備や伝える内容を整理し、担当者がスケジュールを意識できるようマニュアル作成にとりかかる。
- ・障害者の力量によって伝える内容が左右されることのないように、新人研修における障害者の役割を整理し、いろんな障害者と一緒に伝えていく方法を模索する。

### (4).新人スタッフ研修

1年目の常勤介助者を対象にリアライズの各部門の役割や障害者運動について学び、自分たちが所属する自立生活センターの解像度を高めることを目的としている。また、障害者運動に触れることで理屈ではない実感と体感できる機会を提供し、繋がりのある他のCILの協力を得て特色や繋がりを得ることで障害者運動を担う一員として成長することを目的とする。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・パッケージ化を目指して研修プログラムの精査を行い、実感と体感できるようなフィールドワークの機会を検討する。新人スタッフ研修当日、無理な動きを強いることのないよう、シフトと照らし合わせて環境整備に努める。

### (5).確認研修

介助を始めて一定期間が経過した常勤介助者や登録介助者に対し、介助現場での様子や介助方法を確認し、円滑に介助ができることや関係性を作っていく上で必要なコミュニケーションの足掛かりとなれるよう仲介していくことを目的とする。

#### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・障害者、常勤介助者や登録介助者から介助現場の聴き取りをする中で必要性を吟味する。また、シフト提出とともに希望者を募ることができるよう発信していく。特に必要性が高いと感じる案件に対しては優先的に実施する。

## (6).現任研修

全介助者に対して研修計画に基づき、CILの介助者として資質向上を目指す研修を年6回(補講2回を含む)開催していく。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・パッケージ化された研修プログラム以外に「災害対策・BCP」を盛り込んだ研修プログラムの再構築をしていく。

### 2024年度研修計画

回数	日付	内 容
第1回	6.16	「問題の所在はどこか？」 -LGBTsの子どもたちが問いかけるもの- 講師:土肥いつき
第2回	8.18	「虐待について」 講師:地村貴士(自立支援センターぱあとなめ)
第3回	10.20	「感染症対策・災害時の対策について」 講師:生活介護管理者、介助派遣管理者(自立生活センター・リアライズ)
補講	12月(予定)	障大連自立セミナー「人権、制度」
補講	1月(予定)	泉州フォーラム「人権」
第4回	2.18	「介助について」「人権・技術」 講師:介助スタッフ(自立生活センター・リアライズ)

## (7).パートナー研修

1年目の常勤介助者を対象にペアとなる2年目以上の常勤介助者同伴のもと、1年間のパートナー関係を通じて、ともに成長していくことを目的としている。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・新人スタッフ研修と連携し、シフト調整が可能な範囲でパートナー同士の研修へ参加する機会を検討する。ともに参加する機会が叶わなかった場合は、新人スタッフ研修の振り返りを各ペアで実施する。また、定期的な確認研修の実施を目指してシフト提出の際に確認研修の希望を募る。学習会や講演会の参加頻度を月1回から3か月に1回へ見直す。

## (8).管理者研修

管理者として必要な知識の習得や人権・虐待防止の理解と実践、労務管理について学ぶことを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・新任の管理者が必要な知識の習得を目指し、外部学習会へ積極的に参加していく。

## (9).サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が行うべき業務や様々な障害への理解、人権・虐待防止の理解ができるように外部学習会へ参加することを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・必要な業務が滞らずに計画を作成して実践していく。

## (10).ステップアップ研修

2年目以上の常勤介助者を対象に CIL のスタッフとして必要な知識、技術、コミュニケーション力が向上していくことを目的とする。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・CIL のスタッフとして、成長を実感できるような機会を提供していく。また、必要に応じて外部の協力を得る。

## 9. 重度訪問介護従業者養成研修事業

リアライズのスタッフ及びメンバーが講師となって重度訪問介護従業者養成研修を開講し、これから介助者となる人に重度障害者の生き方や想い、経験してきたことを伝えることにより、当事者主体を軸にした介助者を育成することを目的とする。また、講師となるスタッフ及びメンバーの経験値やモチベーションの向上とエンパワメントも目的とする。

2024 年度は年 2 回の開講を行う。その他必要に応じて講座の開催を行う。

### 【本年度のビジョン及び目標】

- ・2023 年度の課題を踏まえて介助者募集に注力していくとともに年間計画で予定している開講日以外に必要に応じて、講座の開催が出来るよう円滑に準備を勧めていきたい。
- ・講師の担い手の育成を進めていくにあたって、見学の機会を設ける。

2025 年度  
(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

# 事業計画

# 2025年度 NPO法人自立生活センター・リアライズ事業一覧

※予算については予算書を参照

2025年4月1日～2026年3月31日

特定非営利活動法人 自立生活センター・リアライズ

理事長 三井 孝夫

## A 特定非営利活動法人自立生活センター・リアライズ定款に定める特定非営利活動に係る事業一覧

### I. 法人全体方針

### II. 本部事業部門

1. システムアドボカシー
2. 法人の経営及び運営に係る事業
3. 7つの改革の取り組み
4. 人材戦略事業
5. 広報事業
6. IL 運動啓発事業
7. 自立生活体験室事業
8. ネットワーク事業
9. グループホームの設立の検討（グループホーム部門）
10. リアライズグループ事業
11. 法人の経営及び運営戦略と事業計画及び予算の策定

### III. 自立生活運動部門

1. IL 事業
2. 生活介護事業

### IV. 相談支援事業部門

1. 指定特定相談支援事業
2. 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関との連携

### V. 介助派遣事業部門

1. 居宅介護事業
2. 重度訪問介護事業
3. 移動支援事業
4. 重度障害者等特別就労支援事業
5. 重度訪問サービス利用者等職場介助助成金事業
6. 制度外介助派遣事業
7. 介助者研修事業
8. 重度訪問介護従業者養成研修事業

## B その他の収益事業

物品販売事業が規定されているが、現在のところ実施せず。

## I. 法人全体方針

【理念】「愛」と「感謝」と「志」

【ビジョン】

障害のある人の存在が自然と感じられる差別のない泉州地域を目指す。

【ミッション】 自立生活と権利の実現

2025年度においても本来CILが担うべき障害者と健常者のチームワークによる自立生活運動を粘り強く推し進める。

## II. 本部事業部門

【ビジョン及び目標】

- ・ 次世代へのバトン継承を完了させられる運営土壌の構築
- ・ 余剰金も確保できる程度の経営スキルの引継ぎを軌道に乗せる
- ・ 人材戦略事業の成功による登録介助者の増加

### 1. システムアドボカシー

システムアドボカシー事業については、これまでの活動の継続の有無を精査するとともに、「障害者差別解消法プロジェクト」、「障害者総合支援法プロジェクト」、「バリアフリー法プロジェクト」の3つに分類し、それぞれの以下のプロジェクトに対して適材適所を考慮しつつマネージャーを配置して取り組む。

【ビジョン及び目標】

- ・ 新しい仕組みが機能し主体的に活動に取り組んでいる
- ・ 活動の成果が出始め障害者を取り巻く環境の変化を見せている。

#### (1) 障害者差別解消法プロジェクト

##### ① 泉大津TRY Season 2

Season 2の後継的プロジェクトとして、泉大津TRY Season4としてバージョンアップさせた新プロジェクトを実施する。

ミッションは、泉大津TRYのスローガンである「みんなでつくる街づくり（障害者（リアライズ）、市民、事業者の三位一体）」をベースにした活動とし、多様な団体・事業者、そして市民によるプラットフォームの構築を行い、ユニバーサルな泉大津市の実現を追求する。

**【ビジョン及び目標】**

泉大津市内の多様性のある市民プラットフォームとして、ユニバーサルな街づくりを推進する役割を担うことで泉大津市の街づくりに貢献できている。

**② 泉大津TRY Season 3**

障害種別ごとに必要な合理的配慮が十分に伝わっていないことで不十分な環境整備にならないように、障害者のニーズを踏まえた合理的配慮と環境整備の相談及び申請のサポートを行う。

**【ビジョン及び目標】**

その目的の一つである「合理的配慮と環境整備の相談」をIL運動事業の一環として取り組んでいる状態にする。

**③ 障害者や高齢者等の要介護者の防災についての取り組み**

要介護者の発災時の避難、並びに避難所での生活について、阪神大震災、東日本大震災、熊本大地震、新潟中越地震、能登半島地震等の大震災の教訓を生かした具体的な支援計画の策定を実現する。

そのためには、行政、障害者や高齢者、またその家族を含めた市民全体が行動する必要があるため、被災障害者支援団体であるゆめ風基金や熊本学園大学モデルに関わられた有識者の方などを講師にお招きし、幅広い立場の方々への課題共有、及び解決に向けた協働を育むための市民向けセミナーを定期的を実施する。

**【ビジョン及び目標】**

泉大津市と要介護者の防災についての課題整理を行い、具体的な対策について有識者を交えて市との意見交換又はシンポジウムを開催できる状態を目指す。

**(2) 障害者総合支援法プロジェクト**

**① 和泉市移動支援事業のガイドラインの改正に向けた取り組み**

和泉市移動支援事業における制限を精査し、障害者のニーズに沿ったガイドラインの改正を実現する。

**【ビジョン及び目標】**

和泉市内の団体と協力し、和泉市の障害福祉施策の課題について和泉市と定期的又は必要に応じて意見交換の機会を獲得する。

**② 重度障害者等就労支援特別事業の要綱改正に向けた取り組み**

当該制度において、「雇用先と同一法人の事業所契約制限、過剰な利用者負担額の課題、低すぎる報酬単価による基盤整備の課題」という泉大津市の課題及び、「未実施地域の存在や報酬単価における地域間格差の課題、複数にわたるサービスを使



い分けなければならない利用者の負担と利用者負担額の増大についての問題」という地域生活支援促進事業にしている国の課題についての改善に向けて取り組む。また、市町村に対しての課題の是正についての通知や説明会等の実施についても国に対して求め続ける。

**【ビジョン及び目標】**

障害者総合支援法の次回（3年後）の見直しにおいては、重度訪問介護サービスへの一本化による「シームレスな介助サービス」の実現が決定されているようにDPIやJIL等の全国団体の動向に注視し積極的に協働を図る。

**③ 忠岡町の移動支援事業のガイドラインの改正に向けた取り組み**

忠岡町移動支援事業における制限を精査し、障害者のニーズに沿ったガイドラインの改正を実現する。

**【ビジョン及び目標】**

忠岡町内で移動支援事業を実施する事業所や町内の団体と連携し、課題の抽出を図るとともに忠岡町と意見交換の機会を獲得する。

**(3) バリアフリー法プロジェクト**

**① 泉大津市内の学校施設のバリアフリー改修計画への協力**

市内全学校施設のバリアフリー改修を行う際に、バリアフリー法、及び高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正（令和3年3月）を満たしているだけでなく、当事者のニーズに合った使い勝手の良い設計の実現を目指す。そのためには、市及び教育機関並びに障害者による意見交換が必要となるため、障害者が設計段階で参画できる仕組みの構築を働きかける。

**【ビジョン及び目標】**

市内全学校施設の改修計画段階にて当事者参画が実現できている状態を目指す。

**2. 法人の経営及び運営に係る事業**

法人の目的を達成するための人材の獲得や育成、持続的に発展していくための経営及び財務の戦略、実行力のある組織運営を執り行うため、理事長並びに事務局長及び事務長は以下の法人本部業務を担うこととする。

**●理事長が所管するもの**

**(1) 人事**

人事権の執行（配属の決定、辞令の発行、人事評価）

## **(2) 会議の招集及び業務の統括**

- 総会の招集
- 理事会の招集
- 代表者会議の開催
- 事業計画案の策定と説明
- 予算案の策定と説明

## **●事務局長が所管するもの**

### **(3) NPO法人手続き**

- 法人に係る申請（事業報告、役員変更、定款変更など）
- 法務局への申請／代行（役員変更登記、その他の登記事項の変更、印鑑の届出）
- 事業報告書の作成と報告
- 決算書の作成と報告
- 事業計画書案の作成
- 予算書案の作成
- 所轄庁への報告及び申請

### **(4) 法務**

- トラブル対応（ハラスメント対策、虐待防止対策）
- トラブル対応（弁護士との契約）
- 防災対策（BCP等の規定）

## **●事務長が所管するもの**

### **(5) 労務**

- 給与（給与計算、就業規則の作成、賃金規定の作成、処遇改善規定の作成）
- 採用等の手続き（入職、退職、休職、復職）
- 福利厚生（法定外福利、退職金、交流会）
- 労働環境の整備（有休管理、メンタルケア、健康診断）
- トラブル対応（緊急連絡対応、損害保険、社労士契約）
- コロナ感染対策（感染予防マニュアル作成、感染予防の備品確保、助成申請）

### **(6) 経理・会計・財務**

- 帳簿管理（仕訳帳、勘定元帳、固定資産台帳、その他の帳簿）／税理士
- 財務諸表の作成／税理士
- 年末調整及び源泉徴収票の作成／税理士
- 税金の算出／税理士

帳票管理（請求書、明細書、領収証）  
入出金管理（金融機関取引、小口現金管理）  
経営状況の分析並びに決算書及び予算書に係る事務

### **(7) 庶務**

施設管理  
什器備品管理  
消耗品管理

## **3. 改革の取り組み**

### **(1) 意思決定の仕組みの改革**

決定力と実行力を備えた法人となるよう意思決定の仕組みを改革する。  
また、部門・会議・職位の権限や責任についても整理する。

#### **【ビジョン】**

- ・ 代表者会議が決定に必要な情報が集まる場として機能している
- ・ 信頼のもとで覚悟をもって決定できている
- ・ 自立支援、権利擁護、地域活動など、外向きの行動が活発になっている

### **(2) 人事ローテーションの仕組みの改革**

人事ローテーションを行うことで、スタッフの新たな経験の獲得と多様な働き方に対応できる体制を構築する。

#### **【ビジョン及び目標】**

- ・ 5年程度の定期的なローテーションを行えるようになっている。
- ・ 新規事業の実施が実現可能な状態になっている。

### **(3) 障害者の自立生活支援チームの構築**

障害者の自立支援を適材適所で構成したチームでのアプローチ体制を構築する。

#### **【ビジョン及び目標】**

- ・ 適材適所のチームアプローチが機能し、自立生活をスタートしている障害者が増加している
- ・ 自立生活支援のプロセスにおいて自立生活運動部門の障害者メンバーが活躍できている

### **(4) 子育て支援策の導入**

設立より年数が経過するにつれ、スタッフのライフステージの変化があるため、子育て世代のスタッフが安心して活動し続けられるための子育て支援策を導入することを目

的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 子育て中のスタッフが、リアライズに所属していることで負担が軽減されているという実感を得られる状態

**(5) 働き方の改革**

日々の活動に真剣に向き合いつつ、自分の生活や家族との時間についても、ゆとりを生み出すことができる働き方改革を行う。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 役割についての属人的な状況が解消され、組織として対処できている状態。

**4. 人材戦略事業**

人材募集、人材育成（介助派遣部門の実務上の研修は除く）、人材定着の3つの取り組みを統合し、人材に関連する取り組みを一気通貫して「人材戦略事業」を創設し、取り組みについての計画、実行、分析を繰り返し実施する。また、福利厚生として、リアライズ合宿や交流会を実施し、法人内の共通認識を育てるため全体会や共有会も定期的実施する。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 人材募集の成果が継続的に出始めている
- ・ 人材育成については全スタッフに対して的確な研修が定着し始めている
- ・ 障害者も健常者も含めて居心地の良さを示す言葉が飛び交う空間になっている

**5. 広報事業**

日々の活動の報告やイベント等の情報を、インターネット（WEB・SNS・Youtube等）、メディア（TV・新聞・ラジオ）、リアルライブNEWSで発信し、リアライズの日々の様子や、障害者自立生活運動を広く社会へ発信することを目的とする。

また、求人募集の際に役立つツールとして視覚的要素を重要視した発信を行う。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 広報担当者が専従配置
- ・ 動画コンテンツによる情報発信のルーティン化
- ・ 公式LINEの登録者数1,000人達成

**6. IL運動啓発事業**

障害者の自立生活の実践や社会モデルでの障害理解など、IL運動の根幹となる取り組みや価値観を広く社会に発信し、障害者と出会い、障害の定義について知り、障害者観を変革するきっかけを提供することを目的とする。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・ 「リアライズILセミナー」が定着しつつある状態。
- ・ CIL関係者だけでなく、行政や教育関係者、市議会議員の方々や一般市民を含め50名程度が常時参加してもらえている。

### 7. 自立生活体験室事業

「自立生活体験室」を貸与(有料)し、自立生活を目指す障害者に宿泊を伴う自立 体験や個別 ILP を行う場所を提供することで、自立生活に向けた取り組みの促進に寄与する。

また、来客の滞在場所として提供するなど、必要に応じて最大限活用する。

### 8. ネットワーク事業

全国の多様な当事者団体、大中小企業、教育機関など、広範囲でのネットワークを構築し自立生活センターだからこそできる協働をつうじて、「障害者の自立生活運動」や「社会モデルの価値観」など、障害の理解を広く社会に発信することを目的とする。

また、国内外の障害者団体等とのネットワークに参画し、法制度の最新情報や権利擁護活動の経験を得るだけでなく、支援を必要とする障害者が現れた際に強固なネットワークによって相互に支援を提供し合える関係性を築くことも大きな目的である。

#### 【既存のネットワーク】

- ・ (特非) DPI日本会議
- ・ (特非) 全国自立生活センター協議会 (JIL)
- ・ 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議
- ・ 泉州障害者自立生活連絡会
- ・ (一社) いずみ障害者サービス事業所団体連合会
- ・ 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会
- ・ 泉大津・忠岡 相談支援連絡会
- ・ 泉州フォーラム実行委員会
- ・ アクセス関西ネットワーク
- ・ OSAKA IL SEVEN
- ・ (社福) 泉大津市社会福祉協議会
- ・ 泉大津市市民活動支援センター おづぶらぎ

#### 【ビジョン及び目標】

- ・ 障害者団体のみでなく多様なネットワークへの参画が実現している。

## 9. グループホームの設立の検討（グループホーム部門）

2024年度内での必要性や財政状況等を鑑み、実施するか否かが決まる予定。

## 10. リアライズグループ事業

「暮らしやすい和泉市づくり」を目的としたボランティア組織として、「(仮称)：リアライズ泉州北」の設立を目指す。

尚、活動内容については、障害者をリーダーとした地域活動を主たるものとする。

### 【ビジョン及び目標】

- ・ ボランティアの力があることで実施できる活動を定期的にも実施できる
- ・ CILの活動に興味を持ったボランティアの方が、本体の事業に加わっている。

## 11. 法人の経営及び運営戦略と事業計画及び予算の策定

事業計画及び予算については理事長が策定し、事務局長が作成する。また、事業報告及び決算については、理事長の指示により事務局長が作成する。

## Ⅲ. 自立生活運動部門

これまで培ってきた学校や地域交流などを通して、引き続き社会に障害者の存在を伝えていく。またパイオニアの新しいメンバーを含め、支援学校など外部の障害者への自立支援のアプローチを展開していく。

IL事業障害者スタッフが中心となり、障害者のニーズとメンバーのILPやピアカウンセリングなど得意分野の力をマッチングさせ、自立支援に関わってもらえる機会を作っていく。

### 【ビジョン及び目標】

- ・ メンバーが自立生活運動部門の一員としての自覚を持ち、障害者へのエンパワメントに関わっている。

## 1. IL事業

それぞれの障害者の自立について取り組みつつ、生活介護事業と協働して特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、エンパワメントを図る。

### 【ビジョン及び目標】

- ・ あらゆる障害種別の障害者の地域生活のサポートを実現していく。

### (1).自立生活相談事業

各部門と協働しながら、チーム制でそれぞれの障害者の自立について取り組む。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・泉大津市を始めとする泉州地域の入所施設や親元で暮らす障害者が地域生活に移行できるように、自立支援チームが機能している状態にする。

### (2).ピア・カウンセリング事業

障害者スタッフによるピア・カウンセリングと自立生活における情報提供のためのピア・カウンセリングを行うことで、障害者のエンパワメントを図る。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・泉大津市を始めとする泉州地域の障害者がピア・カウンセリングを通してエンパワメントされることで、自立に向けた取り組みが推進され、自立生活運動が活性化されている。また、自立後の障害者の精神的なサポートがなされ、孤立が防止されている。

### (3).自立生活プログラム事業

生活介護事業と協働して特別支援学校の在校生・卒業生や入所施設で生活している障害者に対して、エンパワメントを図る。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・泉大津をはじめとする泉州地域の障害者が自立生活プログラムを通して自立に向けた取り組みが活性化されている。また自立後の障害者の生活面におけるサポートがなされ、生活の安定化が図られている。

## 2. 生活介護事業

各メンバーが意欲的に活動に取り組んでいけるよう、メンバー同士のエンパワメントや障害者スタッフのリーダーシップの発揮、また支援員のサポート力の充実を意識していきたい。また、他センターやこれまで培った地域との繋がりを一層活用し、新たな活動を作っていく。そして、そういった活動を通じ、障害者だからこそできる活動、障害者だからこそ地域や社会に伝えられることを体験し、自信をもって取り組める活動を目指す。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・新規メンバーと既存メンバーが活動を通して相互理解を深め、全てのメンバーが自身の価値や役割を発揮できる活動を担当している。

- ・メンバーの年齢や体力の状況にあわせた内容やペースでの活動を継続している。
- ・支援員が活動目的を理解した上でメンバーの特性に配慮し、ともに活動に取り組んでいく。

## (1).権利擁護活動

障害者運動について理解を深めるために、障大連の部会への参加や部会報告会などを定期的に行っていく。また新メンバーにおいては障害者運動との関わりがなく初めて触れていく経験になるので、議論に取り残されないような工夫を模索しながら活動を進めていきたい。

### 【ビジョン及び目標】

- ・自分の役割価値を見出し、誇りに思えるような活動ができている。
- ・各分野での障害者を取り巻く環境や制度の課題を把握できるようになっている。
- ・障害者の権利や人権についての意識を高め、地域の人や新しく出会う障害者などに伝えられるようになっている。

### ①オールラウンド事前学習会

大阪府オールラウンド交渉に向けての事前学習会を開催する。メンバーへの理解を広げることはもちろんこと、リアライズの新人スタッフ育成の場や、他センターのメンバーの学習の機会としても活用していきたい。

### 【ビジョン及び目標】

- ・障害者を取り巻く制度や環境、社会において何が課題となっているかを理解している。

### ②「これって差別？」ディスカッション

「人を知る要素を残しつつ障害者の権利について理解を深めること」を目的として活動を行っていく。新メンバーも加わる中、この活動を通じて共通した障害者の権利を持てるような機会を作っていきたい。また、メンバー、障害者スタッフがそれぞれの関係性を作るうえで、互いの理解を進めていけるきっかけになれるような活動を目指していく。

### 【ビジョン及び目標】

- ・みんなで権利意識を共有し、各々が自分の思いを素直に出せるようになる。

### ③トイレマップ活動

パイオニアが作成した泉大津市内のバリアフリートイレマップのパンフレットの配布や周知を行っていく。

### 【ビジョン及び目標】



- ・トイレマップの情報が必要な地域の人たちに伝わっている。

## (2).エンパワメント活動

メンバーがしたいことを全員で実現していく活動やメンバー同士で活動やそれぞれの生活について語り合う場をもつことにより、各メンバーの自己実現を行い、お互いの理解を深めていく。また、他センターとの交流の機会を作ることで、自分たちの活動や役割を客観的に評価し、自信に繋げていく。

### 【ビジョン及び目標】

- ・企画や話し合いの場を重ねることにより、メンバーの自己実現や自立生活の質が向上している。

### ①マイ企画

チャレンジしてみたいことや他のメンバーに体験して欲しいことを、1人のメンバーを中心に担当者と一緒に発案、計画して活動に取り組んでいく。また、その機会を通じて、みんなで取り組むという楽しさに触れ、互いの関係づくり、チームとしての結束力を作っていきたい。

### 【ビジョン及び目標】

- ・新しいやりたい事を見つけてもらう。
- ・お互いを知り、全員の企画を全員で楽しむ。

### ②他センターとの交流

他センターの仲間とのネットワークづくりや互いのエンパワメントを図っていきたい。また、他センターの関わりを通して、自分たちの役割や活動については再評価することで、自信にも繋げていきたい。

### 【ビジョン及び目標】

- ・交流を通じ、パイオニア以外のネットワークを広げていく。
- ・活動を通じ、メンバーがメンバー同士ないし出会った障害者をエンパワメントできる存在となっている。

### ③アート活動 with アトリエSubaru

アート活動をみんなで楽しむことを大切に、この活動に取り組んでいきたい。

アトリエSubaruとも相談し、互いのアートに対する想いを共有しながらそれぞれのメンバーがやってみたい作品に挑戦していけるように進めていきたい。

### 【ビジョン及び目標】

- ・活動を通して、メンバーそれぞれが自分の新たな可能性を感じていける場にする。

### (3).地域活動

地域との結びつきを強くするため地域活動に取り組んでいく。また、社会の一員として障害者が地域に求められる役割を果たし、地域貢献できる機会を作っていく。また、防災の観点からも、地域で安心して生きていくことにおいて地域住民と障害者の繋がりは必要であるため、地域とパイオニアとの接点を増やしていく。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・地域の一員として障害者が役割を持つことで、自分自身の存在価値や自信に変えていく。
- ・災害時、地域住民と助け合える関係性を育む。

#### ①上條小学校下校見守り活動

学童の帰宅時の交通安全のため見守りを定期的に行っていく。学童の見守りという役割だけでなく、地域の中に障害者が当たり前にいることを地域住民に伝えられる機会でもあり、障害者への理解が生まれることにもなるため、継続的に参加していく。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・障害者が社会の一員として、地域の中での役割を持ち、自分の自信に変えていく。

#### ②地域イベントへの出店

泉大津市内で行われるイベントに参加し、パイオニアの存在や活動のPRを行っていく。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・出店によってリアライズに興味を持ってくれる地域の人がさらに増え、健常者や障害者のメンバーとして活動したり、リアライズに気楽に来所する人が増えている。

### (4).学校講演活動

泉大津市内の小中学校を中心に講演活動を行う。小学校の講演においては、座学だけでなく、「学校内のバリア探し」と「それを解消するための工夫を考える」をテーマとしてフィールドワークを手段とし、児童たちに合理的配慮についての理解を促していく。中学校においては、医学モデルや社会モデルの考え方を伝え、障害者が排除されない社会の在り方についての学習を行っていく。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・泉大津市内のすべての子どもたちがパイオニアとの関わりも持つ機会が作れている。

### (5).仲間づくり活動

#### ①交流イベントの開催

誰もが気楽に参加できるイベントを通して、地域での新たな障害者の仲間を増やしていくために3月に1回の頻度で交流イベントを開催する。

イベントにおいては、レクリエーションやゲームなど雰囲気盛り立てる工夫をし、互いに楽しめる場を作っていく。また、その中では障害者同士の新たなネットワーク作りやリアライズの活動に協力してくれる仲間づくりをしていく。

**【ビジョン及び目標】**

- ・特別支援学校との連携強化や入所施設へのアウトリーチにより、本人や家族にとって広く知られる存在になっている。共に活動し社会を変えていく仲間が増えることで活動の活性化がなされている。
- ・地域の障害者にとってパイオニア、リアライズを知る大きなきっかけの一つとなり、多くの地域の障害者がリアライズとつながっている。

#### **IV. 相談支援事業部門**

リアライズで活動する障害者の介助について、リアライズだけでなく、他事業所も利用していただけるように必要に応じてサポートをする。

地域自立支援協議会の参画をはじめ、地域の事業所とのネットワークづくりについて取り組む。

障害者本人や、家族が必要とするサポートをしていくために、必要に応じて他事業所や専門性の高い人の協力を得るなどのネットワークづくりや、担当者の経験を高めるための研修会への参加も行う。

**【ビジョン及び目標】**

指定特定相談支援事業において、自立生活を目指す障害者またはその可能性のある障害者を中心にした取り組みが実施されている。必要に応じてリアライズ以外の他の事業所と連携し、地域生活のサポートが実現されている。

##### **1. 指定特定相談支援事業**

専門性の高い人や事業所の協力を得ながら相談活動が行えるよう必要に応じてネットワークを構築していく。担当者のスキルアップのために積極的に研修会などに参加していく。

**【ビジョン及び目標】**

- ・指定特定相談支援事業において、自立生活を目指す障害者またはその可能性のある障害者を中心にした取り組みが実施されている。必要に応じてリアライズ以外の他の事業所と連携し、地域生活のサポートが実現されている。

##### **2. 泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関との連携**

泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会等の福祉関係機関に参画する。

「泉大津・忠岡 相談支援ネットワーク」の研修会や定例会に参加し、事業所同士の関係性づくりとスキルアップを図る。

**【ビジョン及び目標】**

- ・権利擁護を軸にした相談支援活動が地域で展開されている。権利擁護や地域移行推進のために必要な施策が行われるよう、泉大津市・忠岡町地域自立支援協議会への参画を通じて意見提起がなされ、新たな社会資源の開発が行政と共に取り組まれている。

## V. 介助派遣事業部門

長きに渡って管理者を担っていたスタッフの人事異動に伴い、コーディネーター体制の強化を図るべく、従来コーディネーターを担っていたスタッフを管理者とし、新たに男女のコーディネーターを1名ずつ配置し、新体制で2024年度を迎える。新体制に伴い、これまで積み残してきた業務の清算とともに必要な業務を滞りなく遂行できるよう整備していく。自立支援においては、従来から取り組んでいる障害者の自立支援を引き続き応援していくとともに、自立支援の足掛かりとなる情報提供や呼びかけを積極的に行い、取り組みを活発化させる。そのためにも、障害者とともに人材募集、獲得や定着を目指して取り組み、一人ひとりの障害者が今よりも元気で楽しく自立生活を営んでいくことができるよう注力していく。

**【ビジョン及び目標】**

- ・障害者が元気に楽しく自立生活を送ることができるよう、必要に応じて各部門と連携し、チームとして多角的にサポートすることができている。その経験から、障害者一人ひとりの軸となるスタッフが増えている。
- ・介助者募集の方法を幅広く考えられていることや介助者の定着につながるような研修が必要に応じて実施されている。

### 1. 居宅介護事業

居宅での身体介助及び家事援助といった短時間の介助や通院等の介助が必要な障害者、または重度訪問介護を利用するまでの間に介助が必要な障害者に向けて実施することで障害者の自立生活を実現することを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・相談支援事業部門と連携して新たな利用障害者を獲得し、自立支援への足掛かりとして繋げていけるよう、本人や家族などへ自立に関する情報提供や声かけを積極的に行うことができている。

## 2. 重度訪問介護事業

見守りを含む長時間介助が必要な障害者の暮らしを支えることで、重度障害者の地域での自立生活の実現を目的とする。

### 【ビジョン及び目標】

- ・当制度を利用することで、見守りを含む長時間介助が必要または医療的ケアが必要な重度障害者が、地域での生活を諦めることなく、安定した自立生活を実現できるように働きかけている。

## 3. 移動支援事業

余暇活動や社会参加活動での利用を通して、地域での自立生活を実現することを目的とする。

### 【ビジョン及び目標】

- ・相談支援事業部門と連携して新たな利用障害者を獲得し、自立支援への足掛かりとして繋げていけるよう、本人や家族などへ自立に関する情報提供や声かけを積極的に行っている。

## 4. 重度障害者等特別就労支援事業

障害者が労働する際の他の者との平等を実現することを目的とする。

### 【ビジョン及び目標】

- ・対象となる障害者が当事業の利用を希望通り行うことができるように派遣を行っていく。

## 5. 重度訪問サービス利用者等職場介助助成金事業

障害者が労働する際の他の者との平等を実現することを目的とする。

### 【ビジョン及び目標】

- ・対象となる障害者が当事業の利用を希望通り行うことができるように派遣を行っていく。

## 6. 制度外介助派遣事業

生活保護の他人介護料をはじめとする障害者総合支援法に該当しない介助を有償で行うことで生活保護の利用者かつ重度の障害者の自立生活をサポートすることを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 自立生活を送る上で適した支給決定が出るよう、他人介護の利用も活用している。
- ・ 状況に応じて制度外派遣の事務処理を滞らずに行えている。

**7. 自立生活応援事業**

自立生活に向けての取り組みを進める上で支援の必要性があるにもかかわらず既存の制度にはないサービスをモデル事業として実施、その過程や支援の成果を行政と共有することで支給決定の際の材料とすることや、実践の蓄積をもとに協議の場を設けることで、制度化していくことを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 自立生活に向けて取り組んできた過程や支援の必要性を行政と共有し、必要な支給決定時間数を認めてもらうことができている。

**8. 介助者研修事業**

**(1).初任者研修**

新規で契約した介助者に対し、全国自立生活センター協議会が作成した「人生を変える社会を変える 自立生活運動の歴史と役割」のDVDを視聴し、自立生活運動の歴史や自立生活センターの介助者としてあるべき姿を伝えていくことを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 介助現場のイメージを具体的に持ってもらえるような初任者研修を実施している。併せて、新規介助者に対して伝えたいことが伝えられるように契約と別日で調整し、研修にあたる担当者によって伝える内容に濃淡なく伝えることができている。

**(2).同行研修**

実際の介助現場へ同行し、障害者とともに熟練介助者が新規介助者に対して必要な介助方法を伝えていくことを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

- ・ 幅広い熟練介助者が同行研修を担うことができている。

**(3).新人研修**

介助を始めて3ヶ月以上1年未満の新人介助者に対し、リアライズで作成した「介助者に伝えたいこと」の読み合わせや熟練介助者の経験談、グループワークを通して他の介助者の意見に触れることで介助の中で大切にしてほしいことを改めて捉えなおすことを目的とする。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・担当者で当日までの準備を進めているような障害者とともに研修を実施することができる。

#### (4).新人スタッフ研修

1年目の常勤介助者を対象にリアライズの各部門の役割や障害者運動について学び、自分たちが所属する自立生活センターの解像度を高めることを目的としている。また、障害者運動に触れることで理屈ではない実感と体感できる機会を提供し、繋がりのある他のCILの協力を得て特色や繋がりを得ることで障害者運動を担う一員として成長することを目的とする。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・新人スタッフ研修の研修プログラムがパッケージ化されていることによって担当者が変わっても担うことができている。また、新人スタッフ研修を通じて取り入れた情報や知識を基に何かの成果や行動を生み出し、リアライズの活動に還元されている。そのためにも、つながりを通じて実感や体感できるフィールドワークの機会が作られている。新人スタッフ研修当日は、シフトを考慮して研修に集中できる環境が整えられている。

#### (5).確認研修

介助を始めて一定期間が経過した常勤介助者や登録介助者に対し、介助現場での様子や介助方法を確認し、円滑に介助ができることや関係性を作っていく上で必要なコミュニケーションの足掛かりとなれるよう仲介していくことを目的とする。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・新規介助者については介助に入り始めて3か月が経過した頃、1度実施することができる。障害者、常勤介助者や登録介助者から介助現場の状況を聴き取るだけでなく、シフト提出時に希望者を募り、必要に応じて実施することができる。

#### (6).現任研修

全介助者に対して研修計画に基づき、CILの介助者として資質向上を目指す研修を年6回(補講2回を含む)開催していく。

#### 【ビジョン及び目標】

- ・CILの介助者として資質向上を目指す研修を組んでいくことができている。また、担当者は、参加者という立ち位置とは異なり、研修内容を計画し、必要な知識を持って伝えることができている。

### 2025 年度研修計画(予定)

回数	日付	内 容
第1回	6.15	「人権啓発・多様性への理解」 講師:未定
第2回	8.17	「虐待について」 講師:未定
第3回	10.19	「感染症対策・災害時の対策について」 講師:生活介護管理者、介助派遣管理者(自立生活センター・リアライズ)
補講	12月(予定)	障大連自立セミナー「人権、制度」
補講	1月(予定)	泉州フォーラム「人権」
第4回	2.15	「介助について」「人権・技術」 講師:介助スタッフ(自立生活センター・リアライズ)

#### (7).パートナー研修

1年目の常勤介助者を対象にペアとなる2年目以上の常勤介助者同伴のもと、1年間のパートナー関係を通じて、ともに成長していくことを目的としている。

##### 【ビジョン及び目標】

- ・パートナー研修で定めている各ペアでの聴き取り、定期的な確認研修の実施、学習会や講演会への参加ができています。そして、将来的にパートナー研修の対象を登録介助者にも広げていく上で足がかりをつかむことができています。

#### (8).管理者研修

管理者として必要な知識の習得や人権・虐待防止の理解と実践、労務管理について学ぶことを目的とする。

##### 【ビジョン及び目標】

- ・必要な知識の習得や労務管理について学ぶことを目指し、外部学習会へ積極的に参加することができている。

#### (9).サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が行うべき業務や様々な障害への理解、人権・虐待防止の理解がで



きるように外部学習会へ参加することを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

・必要な業務が滞らずに計画立てたスケジュールに沿って遂行できている。

**(10).ステップアップ研修**

2年目以上の常勤介助者を対象に CIL のスタッフとして必要な知識、技術、コミュニケーション力が向上していくことを目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

・CIL のスタッフとして、大切な志を胸に目的意識を持って活動に尽力することができる機会が提供できている。

**9. 重度訪問介護従業者養成研修事業**

リアライズのスタッフ及びメンバーが講師となって重度訪問介護従業者養成研修を開講し、これから介助者となる人に重度障害者の生き方や想い、経験してきたことを伝えることにより、当事者主体を軸にした介助者を育成することを目的とする。また、講師となるスタッフ及びメンバーの経験値やモチベーションの向上とエンパワメントも目的とする。

**【ビジョン及び目標】**

・必要に応じて開講出来るよう講師を担える人が増えている。



**■ 特定非営利活動法人 自立生活センター・リアライズ 2024年度予算書(案)**  
**当期:2024年度 2024/04/01~2025/03/31 ※収益増加率 確定増(+7.6%)、宿泊支給2時間増 賞与1.5ヶ月版**

科 目	2023年度決算額	予算額	2024年度決算見込み額	執行率	差異
(正味財産増減計算)					
<b>I 経常増減の部</b>					
<b>1 経常収益</b>					
(1) 受取会費	112,000	130,000			
正会員受取会費	12,000	30,000			
賛助会員受取会費	100,000	100,000			
(2) 受取寄附金	100,856	100,000			
寄付金(一般)	0	0			
寄付金(泉大津TRY)	100,856	100,000			
(3) 受取助成金等	4,333,514	3,220,000			
受取国庫補助金等	1,766,000	0			
重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	2,143,686	3,220,000			
その他の補助金等	423,828	0			
(4) 事業収益	160,954,094	183,250,000			
介護給付費	152,590,791	174,110,000			
指定特定相談支援事業	430,812	1,000,000			
居宅介護事業	1,358,229	1,400,000			
重度訪問介護事業	136,427,161	152,510,000			
生活介護事業	14,374,519	19,200,000			
地域生活支援費	5,359,940	6,070,000			
移動支援事業	1,421,860	1,550,000			
重度障害者等就労支援特別事業	3,938,080	4,520,000			
利用者負担金	738,263	780,000			
重度訪問介護事業	347,569	350,000			
居宅介護事業	97,404	100,000			
生活介護事業	0	0			
移動支援事業	28,880	30,000			
重度障害者等就労支援特別事業	264,410	300,000			
利用料	2,215,100	2,240,000			
他人介護料	2,057,600	2,060,000			
制度外介助料	24,300	30,000			
体験室利用料	133,200	150,000			
参加料	50,000	50,000			
重度訪問介護従業者養成研修受講料	50,000	50,000			
(5) その他収益	555,149	807,000			
受取利息	559	1,000			
雑収益	554,590	806,000			
<b>【経常収益計】</b>	<b>164,665,063</b>	<b>187,507,000</b>			
<b>2 経常費用</b>					
(1) 人件費	144,858,220	158,980,000			
給料手当	115,504,185	124,200,000			
常勤職員	92,248,390	102,200,000			
非常勤職員	23,255,795	22,000,000			
賞与	1,949,263	4,720,000			
特定処遇改善手当	7,733,475	8,120,000			
法定福利費	17,982,177	20,090,000			
社会保険料	15,785,839	17,690,000			
労働保険料	2,196,338	2,400,000			
退職給付費用	1,689,120	1,850,000			
(2) その他経費	26,453,654	28,527,000			
雑費	149,940	200,000			
通勤費	2,459,476	2,650,000			
福利厚生費	1,974,218	2,000,000			
謝金	219,592	300,000			
印刷製本費	842,579	1,000,000			
会議費	465,971	500,000			
交際費	266,970	300,000			
旅費交通費	1,284,439	1,500,000			
通信運搬費	754,436	800,000			
消耗品費	3,252,620	3,500,000			
修繕費	434,720	500,000			
水道光熱費	547,846	550,000			
地代家賃	4,125,120	4,126,000			
賃借料	548,359	550,000			
減価償却費	874,978	800,000			
保険料	586,890	600,000			
諸会費	422,500	450,000			
租税公課	35,600	36,000			
研修費	482,612	500,000			
支払手数料	2,936,886	3,000,000			
新聞図書費	3,850	5,000			
広告宣伝費	3,242,199	3,500,000			
リース料	10,000	10,000			
支払い寄附金	410,458	1,000,000			
スロープ寄附費	121,395	150,000			
<b>【経常費用計】</b>	<b>171,311,874</b>	<b>187,507,000</b>			
1. 経常増減差	-6,646,811				
<b>II 経常外増減の部</b>					
1. 経常外収益	1,213,611	0			
過年度損益修正益	1,213,611	0			
<b>【経常外収益計】</b>	<b>1,213,611</b>	<b>0</b>			
2. 経常外費用	856,525	0			
過年度損益修正損	856,525	0			
<b>【経常外費用計】</b>	<b>856,525</b>	<b>0</b>			
3. 経常外増減差	357,086				
<b>■ 税引前当期正味財産増減額</b>	<b>-4,899,175</b>	<b>0</b>			
法人税、住民税及び事業税	80,084	0			
<b>■ 当期正味財産増減額計</b>	<b>-4,979,259</b>	<b>0</b>			
■ 前期繰越正味財産額	70,264,196	65,284,937			
■ 次期繰越正味財産額	65,284,937	65,284,937			

■ 特定非営利活動法人 自立生活センター・リアライズ 2025年度予算書(案)

科 目	2024年度決算額	予算額	執行率	差異
<b>(正味財産増減計算)</b>				
<b>I. 経常増減の部</b>				
1. 経常収益				
(1) 受取会費		130,000		
正会員受取会費		30,000		
賛助会員受取会費		100,000		
(2) 受取寄附金		100,000		
寄付金(一般)		0		
寄付金(東大津TRY)		100,000		
(3) 受取助成金等		3,220,000		
受取国庫補助金等		0		
重度訪問介護サービス利用者等職場訪問助成金		3,220,000		
その他の補助金等		0		
(4) 事業収益		183,250,000		
介護給付費		174,110,000		
指定特定相談支援事業		1,000,000		
居宅介護事業		1,400,000		
重度訪問介護事業		152,510,000		
生活介護事業		19,200,000		
地域生活支援費		6,070,000		
移動支援事業		1,550,000		
重度障害者等就労支援特別事業		4,520,000		
利用者負担金		780,000		
重度訪問介護事業		350,000		
居宅介護事業		100,000		
生活介護事業		0		
移動支援事業		30,000		
重度障害者等就労支援特別事業		300,000		
利用料		2,240,000		
他人介護料		2,060,000		
制度外介助料		30,000		
体験室利用料		150,000		
参加料		50,000		
重度訪問介護従業者養成研修受講料		50,000		
(5) その他収益		807,000		
受取利息		1,000		
雑収益		806,000		
<b>【経常収益計】</b>		<b>187,507,000</b>		
2. 経常費用				
(1) 人件費		158,980,000		
給料手当		124,200,000		
常勤職員		102,200,000		
非常勤職員		22,000,000		
賞与		4,720,000		
特定処遇改善手当		8,120,000		
法定福利費		20,090,000		
社会保険料		17,690,000		
労働保険料		2,400,000		
退職給付費用		1,850,000		
(2) その他経費		28,527,000		
雑費		200,000		
通勤費		2,650,000		
福利厚生費		2,000,000		
謝金		300,000		
印刷製本費		1,000,000		
会議費		500,000		
交際費		300,000		
旅費交通費		1,500,000		
通信運搬費		800,000		
消耗品費		3,500,000		
修繕費		500,000		
水道光熱費		550,000		
地代家賃		4,126,000		
賃借料		550,000		
減価償却費		800,000		
保険料		600,000		
諸会費		450,000		
租税公課		36,000		
研修費		500,000		
支払手数料		3,000,000		
新聞図書費		5,000		
広告宣伝費		3,500,000		
リース料		10,000		
支払い寄附金		1,000,000		
スロープ寄贈費		150,000		
<b>【経常費用計】</b>		<b>187,507,000</b>		
3. 当期経常増減額				
		0		
<b>II. 経常外増減の部</b>				
1. 経常外収益				
過年度損益修正益		0		
<b>【経常外収益計】</b>		<b>0</b>		
2. 経常外費用				
過年度損益修正損		0		
<b>【経常外費用計】</b>		<b>0</b>		
3. 当期経常外増減額				
		0		
<b>■ 税引前当期正味財産増減額</b>		<b>0</b>		
法人税、住民税及び事業税		0		
<b>■ 当期正味財産増減額計</b>		<b>0</b>		
<b>■ 前期繰越正味財産額</b>		<b>65,284,937</b>		
<b>■ 次期繰越正味財産額</b>	65,284,937	<b>65,284,937</b>		